

議案第54号

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例

つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号に次のように加える。

キ 一般社団法人つくば市スポーツ協会

第13条の2第1項第2号及び第14条の7第1項第2号中「カ」を「キ」に改める。

第14条の8第1項第4号中「つくば市体育協会」を「一般社団法人つくば市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第12条（略） （使用料の減免）</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係る使用料を免除することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次に掲げる者が使用する場合であってその使用が公益に資すると認められるとき。</p> <p>ア—カ（略）</p> <p><u>キ</u> <u>一般社団法人つくば市スポーツ協会</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>第13条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第1号又は第4号に掲げる行為の許可に係る使用料を免除することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前条第2号アから<u>キ</u>までに掲げる者が行い、又は利用する場合であってその行為又は催しが公益に資すると認められるとき。</p> <p>(3)—(6)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第14条—第14条の6（略） （利用料金の減免）</p> <p>第14条の7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第1号又は第4号に掲げる行為の許可に係る利用料金を免除することができる。</p>	<p>第1条—第12条（略） （使用料の減免）</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係る使用料を免除することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次に掲げる者が使用する場合であってその使用が公益に資すると認められるとき。</p> <p>ア—カ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>第13条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第1号又は第4号に掲げる行為の許可に係る使用料を免除することができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前条第2号アから<u>カ</u>までに掲げる者が行い、又は利用する場合であってその行為又は催しが公益に資すると認められるとき。</p> <p>(3)—(6)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第14条—第14条の6（略） （利用料金の減免）</p> <p>第14条の7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項第1号又は第4号に掲げる行為の許可に係る利用料金を免除することができる。</p>

る。

(1) (略)

(2) 第13条第2号アからキまでに掲げる者が行い、又は利用する場合であってその行為又は催しが公益に資すると認められるとき。

(3)―(6) (略)

2 (略)

第14条の8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プール、テニスコート、テニスハウス、野球場又は多目的広場の有料公園施設利用料金を免除することができる。

(1)―(3) (略)

(4) 一般社団法人つくば市スポーツ協会又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業で利用するとき。

(5) (略)

2―5 (略)

第14条の9 (以下略)

る。

(1) (略)

(2) 第13条第2号アからカまでに掲げる者が行い、又は利用する場合であってその行為又は催しが公益に資すると認められるとき。

(3)―(6) (略)

2 (略)

第14条の8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プール、テニスコート、テニスハウス、野球場又は多目的広場の有料公園施設利用料金を免除することができる。

(1)―(3) (略)

(4) つくば市体育協会又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業で利用するとき。

(5) (略)

2―5 (略)

第14条の9 (以下略)